

# 法教育

# ニュース

2015年3月

No. 6

発行：愛知県弁護士会法教育委員会



## 新学習指導要領における 法教育の展開のために

国立教育政策研究所 大杉 昭 英

2012年度から中学校で、2013年度から高等学校で新学習指導要領が実施されました。社会科や公民科の学習指導要領の内容や「解説」の中に「契約」「裁判員制度」「法に関する基本的な見方や考え方」などが示されました。そして、学習指導要領の趣旨を具体化する主たる教材として作成される教科書には、法教育の内容が数多く掲載されています。例えば中学校社会科公民的分野の多くの教科書では「きまりをつくる目的と方法」「きまりの評価と見直し」「社会における私たちのきまりの意義」「契約の意義と個人の責任」「人と人がつながる社会 ルールがもつ意味」といったきまりに関する項目や、「模擬裁判をやってみよう」「裁判員になって、判決を考えてみよう」といった模擬裁判に関する項目が設けられるようになりました。

そこで授業を実施する際に、弁護士の方をはじめとして法律専門家の協力・支援を受ける機会がこれまで以上に多くなったと聞いています。この協力の際に、教育専門家と法律専門家との間には授業観の相違が存在する点に留意することが必要です。それは、教育専門家は、授業の導入で定まった答えのある「問い」を設定し、生徒に定まった「答え」を発見させるという実在論的な授業観がある点です。法律専門家は、対立の存在を捉え、定まった答えがない問題に対して、生徒がコミュニケーションを通して合意を形成し、答えを構成するという社会構成主義的な考え方をします。

これまで教師の多くは、実在論的な授業観で授業づくりをしてきたため、法律専門家のような社会構成主義的な考え方に不慣れでした。そのために、例えば模擬裁判授業を行っても、事件の真実（答え）がどこにあるのかが明確でないという不満が生じやすかったのです。

教育専門家と法律専門家が協働して法教育を発展させるためには、社会構成主義的な発想で授業を考えるよう法律専門家から教育専門家への働きかけが必要であるし、教育専門家も新たな授業づくりにチャレンジして欲しいと思います。

## 新しい教材を作りました!

～「現代社会をとらえる見方や考え方」新教材～



平成24年度からスタートした新しい学習指導要領の公民分野では、「現代社会をとらえる見方や考え方」を身につけさせるとの項目が追加され、きまりの重要性や評価の方法を学ばせることとなりました。いわば、ルールをどう作って、それをどう評価するかということですが、これは、知識を身につけさせればどうにかなるものではありません。学習指導要領の解説にもあるように、「断片的な知識を詰め込むことに陥らないようにし、知識・能力・態度を一体的なものとして身につけさせる必要がある」わけです。

その意味で、これまでの「社会」の授業とは随分色合いが違います。公民の教科書では、「対立」「合意」「効率」「公正」という言葉が太字になっていますが、この太字の「言葉」を生徒に覚えさせても意味がありません。これらの「考え方」を、生徒自身に理解してもらい、かつ利用できるように指導するのが理想だということになります。

しかし、知識でなく、こうした「技能」の指導は大変である、との声を多く聞きました。

そこで、私たち弁護士に何かお手伝いができないかと考え、教育関係者のアドバイスをいただきながら、この分野に関する教材を作ることにしました。

この教材では、まず、世の中に「対立」が存在すること、そこに「合意」が必要となることを実感してもらい、その「合意」を成立させる際の視点として、「効率と公正」という概念を、具体的な事例を通じて理解してもらうことを考えました。そして、これらの概念を用いてルールを作成し、かつ状況の変化に応じて変更するという作業を通じ、「技能」を身につけてもらうことを考えました。(全部で、授業4時分の教材となっています。)

教材の作成に際しては、単に知識を与えるのではなく、生徒が自ら気づいてもらうにはどうすべきかを主眼とし、難解な概念についても、実感してもらえるような具体的なテーマを設定しています。

教材は、先生方だけで授業ができるよう作成したつもりですが、この教材に限らず、生徒にルールを作らせるような答えのない授業の場合、生徒が作ったルールを、どのように評価し、指導するかについて、悩まれているとの声をよくお聞きします。その際には、是非、私たち弁護士にお声かけください。

裁判に至る前に、双方の話を聞いて示談をまとめたり、争いが起きないように予め合意を結ぶなど、ルールづくりは、私たち弁護士の本来的な業務でもあります。きっと、その経験に基づいたコメントをさせていただくことができると思います。

こんな感じのワークシートです♪

★ 「公正」という考えかた

今度は、「公正」について考えてみましょう。

今日は、テーマパークではなく、ラーメン屋さんに行ったときのことを、考えてみましょう。

とってもおいしいラーメン屋さん、あなたは、家族3人で行ったのですが、あなたよりも先に、学生が4人グループで来ていました。あなたの家族3人が並び、時計を見ながら急いでいそいな男の人が1人、走ってきて後ろに並びました。後ろから来た男の人の様子を見ると、どうも、電車の時間が近づいているようです。



しばらくして、お店の中から、「3人の席が空きましたけど」と声がかかりました。どんな順番で、ラーメン屋さんに入るのが良いのでしょうか？

ルールをみんなで作ってみよう！

☆ どのように分けようか？

〇〇中学校のサッカー部は、全部で30人の部員がいます。

今日は、××中学校サッカー部との対抗試合の日です。試合には、レギュラー11人、ベンチ入り9人、応援要員10人に分かれて参加します。

試合前に、ある部員の保護者から、〇〇中学校サッカー部にスポーツドリンクの差し入れがありました。スポーツドリンクは、350ml缶で20本ありましたが、紙コップの差し入れはありませんでした。

〇〇中学校サッカー部のメンバーになったつもりで、みんなが納得できるスポーツドリンクの分け方を考えてみよう。



教材と合わせて、授業案も準備しています♪

	<p>○生徒から出てきた意見を踏まえ、生徒にワークシートのまとめの部分を記入させつつ、効率の概念を再確認する。</p> <p>【発展】 ○「考えてみよう」の部分に従い、生徒に考えさせた上で、発表させる。</p>	<p>○（ ）の中に入る言葉は、3つとも「座席」である。</p> <p>○ここまで考えさせれば、より理解が深まると思われるが、授業時間との関係で、無理がある場合もあろう。飛ばしてもよいし、宿題にしても良い。</p>
展開2 【25分】	<p>●「それでは、次に公正について、考えてみることにしましょう。」 →ワークシートの事例を、生徒に読ませる。</p> <p>○ワークシートの最初の問題(①)について、生徒に考えさせる(7分程度)。</p>	<p>○公正については、ワークシートを前提に授業を進める授業案にしている。</p> <p>○理由の付け方によっては、どの選択肢ももっともであり、公正を判断する尺度によって、正解が異なる。むしろ、考えの多様性を生徒に理解してもらう問題である。</p> <p>あくまで順番を最優先 → グループ内で3人先行で入ってゆく → 誰も席に着かず、待ち続ける(一順番を最優先しつつ、グループは一体と考える) 座席の効率性を最優先 → 3人家族が先行 早く食事をすべき必要性を最優先 → 後からきた男の人の優先</p>

公民第1章第3節(後半)

授業案

【第1時】(ルールづくり)

段階	主な発問・指示	指導上の留意点 支援の内容
導入 【10分】	<p>●「今日は、皆さんに事例に沿ってルールを作ってもらおうと思います。」</p> <p>【ここでワークシートを配布】</p> <p>○ワークシートの事例を読ませる。 ●「さて、スポーツドリンクを飲むのに、早い者勝ちにしたら、どんな問題が生じるでしょう？」 → ○生徒の意見を2人程度から聞いてみる。</p> <p>●「そういう問題が起こる可能性があるの、あらかじめ、どういふふうに分けるのが良いか、ルールを決めておく方が良いでしょうね。」</p> <p>○ルールを決めることの必要性を簡単に説明した案、教科書26頁「きまりの意義」を読ませ、生徒の理解を深める。</p>	
展開1 【8分】	<p>○班で分かれてもらい、また班の中で、レギュラー、ベンチ入り、応援要員の立場に分かれてもらう。 → ワークシートの1に「立場」を記入させる。</p> <p>●「今からそれぞれの立場の人になったつもりで、どんなルールが良いか、自分の立場から考えてみて下さい。」</p>	<p>○「自分はスポーツドリンクをもらって良いはずだ」という観点から自分の立場になりきってOK、その後の展開2で、各々の立場から議論すること</p>

開発した教材(ワークシート、授業案)を、愛知県弁護士会のHPに掲載しています。HPの掲載箇所については、次ページをご参照ください。是非ともHPをご覧ください。

コラム 「効率」って？

この分野のお話をしていて、一番よく質問を受けるのは、「効率」って何？、ということです。実は、この「効率」という言葉は、ミクロ経済学の「パレート効率」を意味する概念で、「無駄をこれ以上省くことが出来ない状態」を意味します。「全体の満足度を最大化することができる状態」という言い方をされることもあります。

一番分かりやすい例が、今回の教材でも問題にしている「空いている座席のない状態」です。ある店で、誰かが一つ空いている席に座れば、「座席」という資源の無駄が省け、店全体が生み出す満足度が向上させることができる、ということですが…このような概念を、生徒にそのまま伝えても理解は難しいでしょうね。これをどうやったら、生徒に出来るだけ分かりやすく伝えるのかは、教材を作るにあたって、最も苦労したところです。正直、この概念の中身を生徒に教えるのは良いとして、「効率」という言葉を教科書に出すのは、ハードルが高いような気がします(苦笑)。

## 授業で教材を利用してみました！！

名古屋市立丸の内中学校 教諭 西 脇 佑

「対立と合意」「効率と公正」という考え方は、現代社会をとらえる概念的な枠組みの基礎とされ、公民の導入で学習する内容です。

しかしこれらの考え方は、とても重要であるにもかかわらず、生徒たちは抽象的な観念として捉えがちで、身近に感じにくいために、指導する側は若干の難しさを感じていたというのがこれまでの私の正直な思いでした。しかし、今回弁護士の方たちが作成した教材を利用して授業を行うことで、指導の難しさは解消しました。

生徒たちの身の周りで起こり得そうな状況が多数取りあげられており、それを教材化することで生徒たちは具体的なイメージをつかみ、学習することができたようです。授業はとても盛り上がり、意欲的に授業に臨むことができました。

また、ワークシートや指導案も付いていて指導の際の参考にさせていただきました。

### 授業で使える教材開発の他にも様々な活動をしています！

愛知県弁護士会HPの「法教育活動」のページもご覧ください♪

愛知県弁護士会HPトップ

- 「愛知県弁護士会とは」(バナー)
- 「愛知県弁護士会の活動内容」の中の「法教育活動」をクリック！

<http://www.aiben.jp/page/frombars/katudou/houkyouiku.html>

各お問合せ・お申込みは **愛知県弁護士会 人権法制係** まで

(TEL 052-203-4410/FAX 052-204-1690)

#### サマースクール

毎年1回、小学校高学年から高校生を対象とした「サマースクール」を開催しています。

#### 講師派遣(弁護士による出前授業)

開発教材を利用した授業のみならず、ディベート、模擬裁判など、学校からの申込に応じ、無料で弁護士を派遣しています(※)。

#### 授業で使える教材開発

本ニュースでご紹介した開発教材をHPに掲載しています。授業にどうぞお使いください。

#### 法教育ニュースの発行

法教育ニュースのバックナンバーをHPに掲載しています。是非ご覧ください。

※HPにて講師派遣の申込書をダウンロードできます！是非ご利用ください。

**今年もやります!!**

+小学生

### 「愛知県弁護士会 中高生のためのサマースクール2015」

今年も、愛知県弁護士会では以下のとおり「サマースクール」を開催します！

**日程**：8月3日(月) 5日(水) 7日(金) の3日間

**場所**：愛知県弁護士会館

8月3日	法廷傍聴
8月5日	弁護士に挑戦!、ティーンコート、クイズ選手権 裁判官・検察官・弁護士ここだけの話
8月7日	刑事模擬裁判

今年もたくさんの中高生が「入学」してくれることを楽しみにしています！  
現在、各企画とも、開校に向けて鋭意準備中です♪